

1-39. 那覇市議会タブレット端末機使用基準

平成 28 年 3 月 17 日
議 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この基準は、那覇市議会(以下「市議会」という。)における会議システム用タブレット端末機(以下「端末機」という。)の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議システム 会議用アプリケーションソフトウェア及びサーバを一体化させたシステムのことをいう。
- (2) 端末機 会議システムを利用するためのタブレット型端末機のことをいう。
- (3) アプリケーションソフトウェア コンピュータの利用者がコンピュータ上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアのことをいう。
- (4) サーバ 主として端末機の操作によって生じる各種サービス要求を処理するコンピュータのことをいう。
- (5) アカウント ネットワーク、コンピュータ等にログインするための権利のことをいう。

(端末機の使用者)

第 3 条 端末機を使用することができる者は、那覇市議会議員(以下「議員」という。)及び議長が許可した者(以下これらを「使用者」という。)とする。

(会議システムの使用者)

第 4 条 会議システムは、アカウントを持つ使用者でなければ使用してはならない。

2 会議システムを使用するときは、使用者はパスワードを入力するものとし、パスワードの管理は、適正に行わなければならない。

(端末機の貸与)

第5条 議長は、効率的な議会活動に資するため、使用者に端末機を貸与するものとする。

2 使用者は、端末機を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 使用者は、端末機の使用権限がなくなったときは、直ちに端末機を返却しなければならない。

(端末機の取扱い)

第6条 使用者は、貸与された端末機を適正に管理するものとする。

2 議員は、円滑かつ迅速な情報伝達のために、庁外においても可能な限り端末機を携帯するものとする。

(端末機の使用制限)

第7条 使用者は、本会議、委員会その他の市議会の会議(以下「会議」という。)において、端末機を使用する場合は、当該会議の目的以外に使用してはならない。

(禁止事項)

第8条 端末機の使用に当たっては、次に掲げる事項を禁止するものとする。

(1) 音声や操作音等を発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。

(2) 会議を撮影、録音、録画すること。

(3) 会議中に当該会議と関係のない資料の検索、閲覧、作成等を行うこと。

(4) 議長又は会議の長の許可なく会議中に動画を視聴すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の運営等に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

2 前項各号の規定に違反したときは、議長又は会議の長から当該使用者に対し注意するものとする。なお、再度の注意によっても違反が改められない場合、議長又は会議の長は端末機の使用を停止させることができる。

(遵守事項)

第9条 端末機の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 情報の送受信は、使用者の責任において行うものとする。

(2) データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めるものとする。

(3) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、

議長に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(セキュリティ対策)

第 10 条 使用者は、市の情報及び会議システムの保全措置に関し、積極的に協力するとともに、誠実に対処しなければならない。

(各種通知、届出等)

第 11 条 議員と議会事務局は、双方の間で各種通知や届出等を会議システム又は端末機のメール機能により行うことができる。ただし紙文書によることが必要な場合は、紙文書で通知、届出等を行わなければならない。

(事故等があった場合の対応)

第 12 条 使用者は、端末機の盗難、紛失等の事故があった場合には、速やかに議会事務局又はあらかじめ指定された緊急連絡先に報告するものとする。

2 使用者は、故意又は重過失など、通常の使用以外により端末機を損傷し、又は紛失した場合は、その修理等に係る経費を負担するものとする。

3 端末機の盗難及び紛失による個人情報の漏えい等の事故については、当該使用者の責任において対応するものとする。

(その他)

第 13 条 端末機及び会議システムの使用等について問題が生じた場合は、議会改革推進会議で協議するものとする。

(準用)

第 14 条 会議の出席者が、端末機とは別の情報機器を使用するときは、あらかじめ議長の許可を得ることとし、その使用に関しては、第 7 条及び第 8 条を準用する。

(委任)

第 15 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、議長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 28 年 3 月 17 日から施行する。

[議員用]

情報機器使用申請書

年 月 日

那覇市議会議長 様

議員名 _____

那覇市議会タブレット端末機使用基準第 14 条に基づき、本会議、委員会その他の市議会の会議において使用する情報機器を下記の通り申請します。

記

使用機器 例) au iPad Air2
備考

[職員用]

情報機器使用申請書

年 月 日

那覇市議会議長 様

申請者 _____ 課長

担当者 _____

内 線 _____

那覇市議会タブレット端末機使用基準第 14 条に基づき、本会議、委員会その他の市議会の会議において使用する情報機器を下記の通り申請します。

記

使用機器 例) au iPad Air2
使用者
備考